

平成29年度 第2回江津市農業委員会総会

日時：平成29年5月22日(月) 午前9時30分～

場所：島根県石見地域地場産業振興センター 1階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

第3 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

1 譲受人 有限会社はんだ 代表取締役 反田 孝之

譲渡人 西根 リツ子

第4 議案 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

1 田中 高義

第5 議案 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

1 譲受人 大場 鹿三

譲渡人 森岡 晋仁

2 譲受人 小川 憲治

譲渡人 梅川 人司

3 賃借人 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

賃貸人 富金原 正明外13名

第6 議案 第4号 非農地証明について

1 横田 和子

第7 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

第8 その他

資料No.1 平成28年度農地法手続実績

資料No.2 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

資料No.3 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画

○ 出席委員 (20名)

1 番深野政勝 2 番崎谷靖徳 3 番佐々木康規

4 番柳原良雄 5 番佐々木要 6 原田和徳

7 番河村博幸 8 番佐々木敏行 10 番井上清澄

11 番富金原義則 12 番植田勇治 13 番山田博

14 番益田孝雄 15 番佐々木英夫 17 番仲津和法

18 番高畑昌吉 19 番嘉戸晋太郎 20 番田代和秋

21 番流理森 22 番湯浅憲昭

○出席した事務局職員 事務局長笠井裕司 次長西谷公巳夫  
係長浜松宏之

○ 午前9時30分 農業委員会総会 開議

局長 ご案内の時間になりましたので、ただ今から平成29年度、第2回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長あいさつの後、議事進行をお願いいたします。

会長 おはようございます。ただ今より平成29年度、第2回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、多田委員と二本木委員から欠席の報告がありましたので、出席委員は20名であります。従いまして、本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。日程第1の会議録署名委員の議事録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

会長 異議なしと認め、議事録署名委員の指名は私から指名させていただきます。

21番 流理森委員、22番 湯浅憲昭委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

農地法第18条第6項

会長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より一括報告をお願いします。

事務局 まず、今日お配りしました資料をご確認願います。追加議案が一つ、それから利用集積計画と資料1、2、3です。資料が無いようでしたら、申し出て下さい。それでは、合意解約の報告をいたします。この合意解約の追加報告が追加議案に加わるものです。全部で17件あります。議案書2ページの番号1から6ページの番号13まで13件、追加議案の2ページの番号14から3ページの番号17まで4件あります。それでは、議案書2ページの番号1から報告をします。場所は桜江町谷住郷で田が2筆、面積が合計2,503㎡で、金川芳香さんと有限会社住江建設さんの合意解約です。解約申し出が平成29年5月2日、解約成立日が平成29年3月6日、土地引渡時期が平成29年

3月13日です。以下、番号4までは申し出日と成立日、土地引渡時期が同じなので省略します。次に番号2です。場所は桜江町谷住郷で田が1筆、面積が507㎡で、岡本良枝さんと有限会社住江建設さんの合意解約です。番号3は、場所が桜江町谷住郷で田が1筆、面積が2,717㎡で、岡本勝さんと有限会社住江建設さんの合意解約です。番号4は、場所が桜江町谷住郷で田が4筆、面積が合計4,855㎡で、岡本博さんと岡本行男さんの合意解約です。番号5は、場所が桜江町田津で畑が1筆、面積が1,237㎡で、坂根直幸さんと有限会社はんださんの合意解約です。こちらは、解約申し出が平成29年5月2日、解約成立日が平成29年3月17日、土地引渡時期が平成29年3月24日です。以下、番号9までは申し出日と成立日、土地引渡時期が同じなので省略します。番号6は、場所が桜江町田津で畑が2筆、面積が合計1,092㎡で、坂根庄司さんと有限会社はんださんの合意解約です。番号7は、場所が桜江町田津で畑が1筆、面積が611㎡で、千代延賢司さんと有限会社はんださんの合意解約です。番号8は、場所が桜江町田津で畑が1筆、面積が1,080㎡で、志谷建實さんと有限会社はんださんの合意解約です。番号9は、場所が桜江町田津で畑が1筆、面積が430㎡で、坂根豊彦さんと有限会社はんださんの合意解約です。番号10は、場所が桜江町田津で畑が3筆、面積が合計4,618㎡で、岡本静子さんと有限会社はんださんの合意解約です。こちらは、解約申し出が平成29年5月2日、解約成立日が平成29年4月10日、土地引渡時期が平成29年4月17日です。以下、番号12までは申し出日と成立日、土地引渡時期が同じなので省略します。番号11は、場所が桜江町田津で畑が1筆、面積が1,520㎡で、志谷建實さんと有限会社はんださんの合意解約です。番号12は、場所が桜江町田津で畑が1筆、面積が2,775㎡で、反田マツノさんと有限会社はんださんの合意解約です。番号13は、場所が桜江町田津で畑が1筆、面積が1,451㎡で、大橋博子さんと丸山敬弘さんの合意解約です。こちらは、解約申し出が平成29年5月2日、解約成立日が平成29年3月17日、土地引渡時期が平成29年3月24日です。続いて、追加議案の2ページの番号14です。場所が桜江町田津で畑が1筆、面積が871㎡で、久保瑞恵さんと有限会社はんださんの合意解約です。解約申し出が平成29年5月8日、解約成立日が平成29年3月17日、土地引

渡時期が平成 29 年 3 月 24 日です。以下、番号 16 までは申し出日と成立日、土地引渡時期が同じなので省略します。番号 15 は、場所が桜江町田津で畑が 1 筆、面積が 599 m<sup>2</sup>で、河崎敏文さんと有限会社はんださんの合意解約です。番号 16 は、場所が桜江町田津で畑が 1 筆、面積が 1,389 m<sup>2</sup>で、坂根千耶子さんと有限会社はんださんの合意解約です。最後に番号 17 です。場所が松川町市村で畑が 1 筆、面積が 538 m<sup>2</sup>で、青木芳朗さんと有限会社スプラウト島根さんの合意解約です。こちらは、解約申し出が平成 29 年 5 月 8 日、解約成立日が平成 29 年 5 月 8 日、土地引渡時期が平成 29 年 5 月 15 日です。以上 17 件の合意解約がありましたので、報告いたします。いずれも中間管理機構への準備段階で、中間管理機構との契約が進んでいくものと思われます。以上でございます。

会 長 　ただ今、事務局より報告がありましたが、この件について何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　ご質問等が無いようであります。この件については報告でありますので、ご了承をお願いいたします。

農地法 第 3 条

《 桜江町田津 》

会 長 　日程第 3、議案第 1 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の山田委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 　議案書は 7 ページになります。位置図は 1 ページになりますので、そちらをご覧ください。土地の所在は桜江町田津 189 番 5、327 番 1、670 番 2、679 番 1 の 4 筆です。すべて登記簿現況ともに畑でございます。面積は合計 6,798 m<sup>2</sup>で、権利の種別は 3 条の有償移転です。譲渡人は西根リツ子さん、佐賀県鳥栖市大正町 851 番地 4 の方です。申請事由としましては、遠隔地のため耕作が出来ない、譲受人の希望によるという事です。譲受人は有限会社はんださん、桜江町小田 42 番地 4 の方です。事由としましては、農業経営拡大のためという事でございます。申請人は木原行政書士さんで、対価は 10a あたり 14,710 円、担当委員は山田委員です。以上でございます。

会 長 それでは、山田委員、調査結果の報告をお願いします。

13番委員 場所についてですが、位置図の1ページをご覧ください。上部に通っている道路は国道261号線です。位置図左側に大貫橋がありまして、261号線より大貫橋を渡り、田津駅へ向かう途中に桜江町田津189番5があります。田津駅前を過ぎた次の角を左に曲がりまして、しばらく進みますと670番2がございます。そこから農道を石見川越方面へ進みますと桜江町田津679番1がありまして、それからまた進んで頂きますと桜江町田津327番1があります。申請事由等につきましては、事務局の説明の通りです。他にご指摘がございましたらお願いいたします。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって農地法第3条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

#### 農地法 第4条

#### 《 敬川町 》

会 長 日程第4、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の富金原委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は8ページになります。場所の方は位置図の2ページになりますので、そちらをご覧ください。農地の所在ですが、敬川町929番3、登記簿現況ともに畑となっております。面積は208㎡です。申請人は田中高義さん、大阪市東淀川区淡路三丁目20番19号フェリカ三幸301号で無職の方です。転用目的は個人住宅を建てたいという事です。申請人は本藤行政書士さんで、担当委員は富金原委員です。これは、既に平成4年4月日不詳から建築されておりまして顛末書が出ております。許可要件、立地基準につきましても特に問題はありませんでした。以上でございます。

会 長 それでは、富金原委員、調査結果の報告をお願いします。

11 番委員 それでは、説明をさせていただきます。位置図の方ですが、こちらは佐名目地域になります。右は江津方面で左は波子方面です。斜線かかっている所が申請地です。申請地の上の実線はJR山陰本線で、申請地の前の道路は旧国道になります。今は一番下の広い道路が新しい9号線です。この場所は、9号線から太田面屋さんの方へ向って右に進みまして、旧佐名目の町中に入って少し行きますと右側に川波小学校がある地域でございます。申請地につきましては、先程説明にありましたように、平成4年に建物が建っているという事がございます。申請地の斜線箇所前に白く囲ってあるものが、元々家だったようです。現在は前庭になっておりまして、全面コンクリートの駐車場になっております。現在は大阪に住んでおられまして、お母さんが建てられたそうです。自分は大阪にいたので売りたいという事で、転用の申請が出たという事がございます。建物は左の境界にブロック塀が五段付いております。右側の東側にはブロック塀二段の上にフェンスで囲っております。以上が現況であります。町の中でありますので、これはやむを得ないのではないかと思います。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようですので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって農地法第4条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

農地法 第5条

《 桜江町谷住郷 》

会 長 日程第5、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の崎谷委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は9ページの番号1になります。場所の方は位置図の3ページをご覧ください。農地の所在は桜江町谷住郷2994番1、登記簿現況ともに畑でござ

ございます。面積は 70 m<sup>2</sup>です。権利としましては、無償贈与という事でございます。譲渡人は森岡晋仁さん、京都府綴喜郡宇治田原町銘城台 15 番地の 2、会社員の方です。譲受人は大場鹿三さん、桜江町谷住郷 2587 番地 1、農業の方です。転用の目的は個人住宅を建てるということです。申請人は内田行政書士さんで、対価は無償です。担当委員は崎谷委員で、工期は許可のあった日から平成 30 年 3 月末日までにという事でございます。立地基準、一般基準を照らし合わせてみましたが、特に問題はありませんでした。以上でございます。

会 長 それでは、崎谷委員、調査結果の報告をお願いします。

2 番委員 位置図の方ですが、下の黒く塗られている所は江の川です。ページ 3 という数字の方が江津方面で、江津方面から 261 号線を沿って新しく出来ました、桜江トンネルの手前に宅地がございます。トンネルの関係で大橋かずおさんの耕作を買収、換地という形で現在宅地が造成されております。それに合わせて隣接した森岡さんの土地が 70 m<sup>2</sup>ございまして、これから住宅を建てる手続きの中で今回無償譲渡という事で申請が出ました。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようですので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

《 二宮町神主 》

会 長 議案第 3 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告をいたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は 9 ページの番号 2 になります。位置図の方は 4 ページをご覧ください。農地の所在は二宮町神主イ 442 番 2、登記簿現況ともに田でございます。面積は 793 m<sup>2</sup>で、権利は所有権の移転でございます。譲渡人は梅川人司さん、

二宮町神主イ 939 番地 2、会社員の方です。譲受人は小川憲治さん、浜田市黒川町 108 番地 18、会社役員の方です。転用目的は駐車場用地にしたいという事です。理由としましては、申請地を駐車場として整備して、太平寺の駐車場として無償で利用してもらうという事でございます。申請人は本藤行政書士さんで、対価は 10a あたり 2,522 千円です。担当委員は深野委員で工期は許可のあった日から平成 30 年 2 月末日までの予定です。立地基準、許可基準に照らし合わせてみましたが、特に問題はございませんでした。以上でございます。

会 長 それでは、私から調査結果の報告をいたします。位置図ですが、上から右に折れて広い道路がありますが、これが県道皆井田江津線です。すぐ左に折れている道は、広域農道那賀グリーンラインです。県道皆井田江津線に入った左側には、二宮コミュニティセンターがあります。この県道皆井田江津線と書かれた所から細い道が下に走っておりますが、この細い道を進んで行きまして更に南側に行きますと太平寺という寺があります。このお寺のすぐ下に位置します。小川憲治さんは第一ホームの社長でして、ここの部分を駐車場として無償で使って頂くという事ですので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告をいたしました。この件について、何かご質問はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 については、可決されました。

《 敬川町 》

会 長 議案第 3 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 3 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の富金原委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は 10 ページから 14 ページまでになります。位置図の方は 5 ページをご覧ください。全部で 5,595.42 m<sup>2</sup>、これが農地に当たる転用面積になります。

す。10 ページから、場所は敬川町 1306 番 14 から全部で 5 筆、登記簿現況ともに畑で、面積は 1,446 ㎡です。譲渡人は富金原正明さんです。次に敬川町 1306 番 17 と 1306 番 18 の畑が合計 611 ㎡で横田健子さん。11 ページで、敬川町 1306 番 20 の畑が 314 ㎡で太田光子さん。次に敬川町 1306 番 21 の畑が 327 ㎡で高田光弘さん。次に敬川町 1307 番 10 の畑が 218 ㎡で富金原啓亨さん。12 ページになりまして、敬川町 1307 番 11 の畑が 218 ㎡で横田一寿さん。次に敬川町 1307 番 12 の畑が 218 ㎡で大橋富加恵さん。次に敬川町 1307 番 13 の畑が 436 ㎡で宇川篤枝さん。13 ページになりまして、敬川町 1307 番 14 の畑が 436 ㎡で富金原拓夫さん。次に敬川町 1307 番 15 の畑が 436 ㎡で富金原政稔さん。次に敬川町 1308 番 8 と 1308 番 9 の畑が合計 221 ㎡で川上喜生さん。14 ページになりまして、敬川町 1308 番 10 と 1308 番 37 の畑が合計 106 ㎡で引地憲子さん。次が敬川町 1308 番 69 の畑が 47 ㎡で高岩清香さん。次が敬川町 1308 番 71 の畑が 39 ㎡で高住道子さん。以上の方が、譲受人の株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃さん、住所が福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号 第一福岡ビルS館 4 階。このコスモス薬品と賃貸借契約を結びまして、店舗及び駐車場用地として転用したいという事がございます。申請人は本藤行政書士さんで、賃借料は 10a あたり 106 千円となっています。担当委員は富金原委員で、工期は許可のあった日から平成 29 年 12 月末日までにという事がございます。それから、この面積が 3,000 ㎡以上を超えますので、県の諮問会議に係るという事になります。今日の結果を踏まえて、来月の諮問会議に提出する事になりますので、ご承知頂きたいと思います。場所につきましては、立地基準、一般許可基準を見ましたが特に問題はありませんでした。以上でございます。それから、農地だけの面積は 5,073 ㎡ですので訂正をお願いいたします。

会 長 それでは、富金原委員、調査結果の報告をお願いします。

11 番委員 それでは、説明をさせていただきます。位置図を見て頂きますと、斜線が引いてある黒塗りになっている所がございます。前面道路は 9 号線でございます、右側に四つ角があります。この角左側にはローソン敬川店があります。その隣は畑になっておりまして、その隣が斜線部分となっております。更に左の方へ

行きますとNTTの電話交換所がありまして、その先には原工務所がございます。予定では9号線の方から入るようですが、下の方にもう一本道路があります。これは昔農道で作ったものですが、現在は家が建っておりまして9号線から一本目の道です。この間にドラッグストアを建設したいという事で、申請が出ております。この敷地の幅が広い所で54mくらいです。9号線から南側へ約100m、総面積で約5,595㎡となります。9号線の際から南の方へ50m入った所が、都市計画で言いますと準工業地帯になっております。それから50m過ぎて以後南の方へは第一種住居専用地域になっております。都市計画上は、敷地はそのようなことでございます。先程、事務局の方から説明がありました、5,000㎡で県の方への諮問という事で、国の法律ですと3,000㎡を超える土地について建設を目的にしたものについては、開発行為が必要だと言っておられたと思います。ですので、当然開発が必要になってくると思います。江津市の条例1,000㎡があると思いますけれど、江津市は指導という事でおられます。現地付近の方等、折衝しておられるようでして、持ち主の方が大型になりますので色々心配して相談しておられるようです。左にあります山根さんの家が隣接していますが、あとは畑ですので現在は問題無いかと思えます。持ち主がたくさんおられまして全部で21筆ありますが、草が生い茂っておりまして、見ただけではどこが境界なのかも分かりません。以上でございます。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問はありませんか。

事務局 　よろしいでしょうか。先程3,000㎡以上の話をさせて頂きましたけれども、島根県農業会議が主催する諮問会議が、毎月行われております。そこに出す案件としまして3,000㎡以上の転用案件につきましては、その会議に出して説明をするという事になっておりまして、その話をさせて頂きました。それと、3,000㎡以上以外には第一種農地であるとか公衆用農地を含めてですが、そういった事で3,000㎡という話をさせて頂きました。それから、もう一つ開発許可の話がありましたが、開発許可は3,000㎡以上でございます。開発協議については、都市計画の方に4月に申請が出ておりますので、平行しながら色々検討していく事になるかと思えます。

会 長 この件について、何かご質問はありませんか。

12 番委員 参考までにお聞きしたいのですが、雑種地と宅地及びNTTの交換所横が農地以外で、この敷地に書いて了解を得ているのだと思いますが、コスモス薬品が考えておられる敷地全体像は、どういう形で描いておられるのでしょうか。参考までに教えて頂ければ。

11 番委員 建物の大きさは聞いておりませんが、9号線側が駐車場になる予定です。雑種地と宅地も全面敷地に入ります。

12 番委員 NTT交換所の横の白塗りになっている所はどうですか。

11 番委員 これは該当になっていないと思います。

事務局 雑種地と宅地部分を含む、斜線部分が全体と考えて頂ければと思います。

11 番委員 わかりました。

会 長 他に、何かご質問はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。農地法第5条第1項の規定による許可申請の3については、可決されました。原案のとおり許可相当として、県農業会議に諮問します。

非農地証明願

《 敬川町 》

会 長 日程第6、議案第4号、「非農地証明の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の富金原委員及び隣接委員の佐々木康規委員と私から調査結果の報告をいたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は最後の15ページをご覧ください。位置図は6ページをご覧ください。と思います。場所は敬川町1721番2、登記簿は畑で現況山林となっております。面積は429㎡です。非農地証明をして下さいとの事です。所有者は横田和子さん、和木町473番地3メゾン和木A102号室の方です。事由としましては、昭和年月日不詳より耕作しておらず山林となっているという事でございます。申請人は土地家屋調査士の佐々木さんです。担当委員は富金原委員

で、隣接委員は佐々木康規委員さんと深野委員です。写真もありますので、そちらもご覧頂ければと思います。以上でございます。

会 長 それでは、担当委員の富金原委員から調査結果の報告をお願いします。

11 番委員 説明をさせていただきます。位置図を見て頂きますと、左側には県道下府江津線と交差する変形した四つ角がありまして、その空き地隣に八幡宮がございます。そこから東に青陵中学校へ向かう道があります。この道を位置図右上江津方面から西へ進むと敬川公民館がありまして、そこから約 100m 西に進むと四つ角になっております。そこを南に向いますと斜線部分の申請地があります。すぐ近くに横田さんというお宅がありますが、敬川の三大地主という事で横田さんの家が一軒あったのですが、火災に遭いまして現在はおられません。奥さんが和木のアパートにおられると聞いております。昔のまま、木が茂ったままの農地になっていました。周囲は農地転用をしたり、雑種地になっていたり家も建っていたりしている所でございます。この部分だけが写真のように木が生えておりまして、農地として利用するのは不可能ではないかと思っております。農地とするのは難しいのではと判断をいたしました。以上でございます。

会 長 次に、佐々木康規委員をお願いします。

3 番委員 それでは、報告させていただきます。先般 18 日に深野委員と富金原委員と三人で現地の確認をいたしました。ご存知のように、ここは周囲が住宅で迫っておりまして、隣は新築中の家もありました。写真を見て頂くと分かるように、その中にポツンと 40、50 年は経っているのではないかというような山林がありまして、どこからどう見てもここは農地としては考えられないと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

会 長 ただ今、佐々木委員より説明がありましたが、18 日の 10 時から三人で現地調査をいたしました。もう 50 年以上なるかというような土地で、山林化をしておりますが、松等の針葉樹は無く雑木ばかりが茂っている状態です。農地としては利用できず、やむを得ないのではないかと判断をいたしました。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決する

ことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の 1 については、証明することに決しました。

農用地利用集積計画

会 長 日程第 7、意見第 1 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 今日、お配りしております、利用権集積計画の承認についてをご覧頂きたいと思います。1 ページをご覧下さい。桜江町長谷で田が一つ、955 m<sup>2</sup>の新規です。それから、嘉久志町で田が一つ、793 m<sup>2</sup>の新規です。合計 1,748 m<sup>2</sup>の面積で、新規の設定が出ております。次に 2 ページをご覧下さい。場所ですが、桜江町長谷 1544 番 1、登記簿現況ともに田です。面積が 955 m<sup>2</sup>の新規で、利用権を設定する者が山下嘉雄さんです。利用権の設定を受ける者が賀戸伸二さんです。番号 2 は、嘉久志町口 63 番 2、登記簿現況ともに田です。面積が 793 m<sup>2</sup>の新規で、利用権を設定する者が城山孝子さんです。利用権の設定を受ける者が佐々木邦男さんです。賀戸伸二さんは 10 年の使用貸借で、佐々木邦男さんは 3 年の賃貸借で玄米 30 kg となっております。利用目的の所が畑となっておりますが、田に訂正をお願いします。以上でございます。

会 長 ただ今、事務局より説明がありました。この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。計画のとおり、承認される方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって意見第 1 号については承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他

会 長 それでは、その他について事務局何かあれば説明をお願いします。

事務局 その他について説明をさせていただきます。今日、お配りしました資料 1、2、

3でございます。資料1につきましては、平成28年度の農地法手続きの実績という事で、3条と4条と5条と非農地証明等、地域ごとにまとめたものでございます。また、ご覧頂ければと思います。資料2につきましては、平成28年度の農業委員会の目標と活動の点検・評価という所で、毎年立てておりますけれど、その目標に対してそれぞれの結果を載せたものでございます。法令業務の点検、法令事務の評価、促進評価の三点でございます。それに基づきまして、資料3の平成29年度の目標という事で、農林業センサスに基づいて数字を入れております。この計画を基に今年度、推進して行く事になるかと思っております。いずれも、ホームページに掲載して、市民の皆様にもお知らせするようになっております。何かご意見がありましたら言って頂ければと思います。以上です。

会 長 最初に配られた資料1ですが、3条地区別件数及び筆数の中の、東部地区にあります波積町についてですが、件数は無いのに筆数が2となっておりますが、これはどういう事ですか。

事務局 これは、波積と都治と後地の3地区で2件出ているという事です。カッコでまとめていないので、申し訳ありませんが分かりにくいかと思います。筆数で言うと1件で3筆出た所があるという事です。そういう事がありましたので、このような書き方になっております。

会 長 わかりました。その他、質問等はありませんか。

15番委員 よろしいでしょうか。資料3の農林業センサスですが、これは何年のセンサスですか。

事務局 2015年です。

15番委員 わかりました。2年前ですね。

会 長 他にはありませんか。事務局、他に何かありますか。

事務局 昨年度の農業委員活動報告を、まだ提出されていない方がおられますので、事務局の方まで提出して頂ければと思います。よろしく願いいたします。

会 長 各委員よろしく願いいたします。他にありますか。

20番委員 よろしいでしょうか。5月頃の広報誌に、農地の賃貸契約の最高最低価格が挙がっていましたが、桜江町で確か賃貸契約の価格が、水田の場合で8千円となっていました。実際に賃貸契約をされている方から私の方に苦情がありま

して、市の方には苦情はありませんでしたか。あんなものを載せてもらったら困ると、桜江町の売買の方でも一反が14千円くらいで取引される所で、8千円だなんて賃貸契約を挙げられると、ましてや今は使用貸借の形がほとんどですが、非常に困ると私の所へ苦情がきました。地域性もあり、同じ桜江町の中でも条件の良い所と悪い所があると思いますが、その年の最高最低なので。こういった状況で8千円というのが付いたのか、皆さんに誤解を招かないような方法で掲載されたらと思うのですが。こちらも、どうやっていいのか困ってしまって。その年に交わされた契約なので、実際に使用貸借になると賃貸ではないので、実際には使用貸借ゼロは出ていると思うのですが、そこらへんを考慮してもらいたいと思うのですが。

事務局 これは、法律上公表するようになっておりますので、公表しない訳にはいかないという事と、毎年調査したものを出すようにと決まっています。そういった所を出している訳ですけれど、確かに場所も違えば地域によって色々な事情があるかと思えます。使用貸借が3分の2くらい占めていますので、そういう事も含めた公表の仕方を考えた方がいいのかなとも思えます。今後の課題として、事務局の方で検討したいと思えます。

12番委員 その辺りの基準が、国の年に一回こういう事だと言われましたが、やはり今のようなご意見を聞きますと、情報の出し方というものに気を付けて出す工夫を、事務局でもう少し考えて頂ければと思えます。毎年例年でしているだけでなく、そういった事も含めて出された方が正確な情報が、皆さんに伝わると思えます。国は出し方までは言われていないと思えますので、地域にとって誤解のないような出し方というのを、来年度から事務局に求められるのではないのでしょうか。以上です。

会長 事務局の方で、その点を考慮して頂ければと思えます。よろしく願いいたします。

事務局 わかりました。

会長 それでは、他に無いようでありますので、以上で日程のすべてを議了いたします。これをもちまして、第2回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は、6月20日、火曜日、午前9時30分から予定しておりますので、よろしく願いいたします。

〔 閉会 午前 10 時 30 分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いがないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員